

# 会津若松 市民憲章だより

発行・編集  
会津若松市民憲章推進委員会  
(会津若松市環境生活課内)  
〒965-8601  
会津若松市東栄町3番46号  
電話 0242-39-1221  
FAX 0242-39-1420

平成28年3月1日号  
(2016)



(会津若松市立大戸小学校の花壇)

## 花と緑のまちづくり

今年度も花と緑につつまれた美しいまち、うるおいのあるきれいなまちづくりを推進するため、市民憲章花園コンクールを実施し、学校・個人・団体の皆様から合わせて42件の応募がありました。

写真は、学校の部で最優秀賞を受賞した会津若松市立大戸小学校の花壇です。

この花壇の維持管理は、「大戸小学校緑の少年団」が中心となって行っており、子ども達自ら緑化の推進に努めています。その取り組みは県や全国においても数々の賞を受賞しており、今後ますますのご活躍が期待されます。

## 会津若松市民憲章

昭和43年5月3日制定

- 一、親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう
- 一、きまりを守り 明るいまちをつくりましょう
- 一、健康で働き 豊かなまちをつくりましょう
- 一、環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう
- 一、自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう
- 一、教養を高め 文化のまちをつくりましょう

# 市民憲章を理解し、実践していこう

## 市民憲章表彰式

平成27年11月11日、会津若松市文化センターにおいて、市民憲章表彰式を開催しました。

式では、作文コンクール、花園コンクールで優秀な成績を修められた個人・団体の方が表彰されました。

また、作文コンクール最優秀受賞者による作文朗読が行われ、会場から盛大な拍手が送られました。



表彰を受ける安部 美里さん（第五中3年）

- ▼【作文コンクール最優秀賞】
- ▼絵日記の部
  - 行仁小一年 鈴木 彩愛
  - 小学二・三年生の部
    - 鶴城小二年 江井 あかり
  - 小学四・五・六年生の部
    - 行仁小六年 小島 彩乃
- ▼中学生の部
  - 第五中三年 安部 美里

- ▼【花園コンクール
- 市民憲章モデル花壇
  - 橋本花壇愛護会
    - （4年連続最優秀賞）
- ▼【花園コンクール最優秀賞】
- ▼学校の部
  - 湊小学校
  - 大戸小学校
  - 東山小学校
  - 川南小学校
- ▼一般・団体、事業所の部
  - 崎川集落資源保全会
  - 東部公園石山11号
  - 緑地緑化愛護会
  - 慶山一丁目町内会
  - 華泉の会



市民憲章モデル花壇

## 作文コンクール

今年度は、市民憲章の条文の一つ「きまりを守り明るいまちをつくりましょう」をテーマに市内小中学生を対象に、絵日記・作文を募集しました。審査の結果、応募総数521件の中から最優秀賞4件、優秀賞19件、優良賞34件を選定いたしました。

作品の中で多かったのは、ごみのポイ捨てやペットのマナー、防犯活動や交通安全に関するもので、児童や生徒が考えているきまりやマナーの大切さを感じることができました。

また作品を通じて、未来を担う子ども達が真剣に考えて

## 花園コンクール

市民憲章花園コンクールは、美しいまちづくりを目的として、花壇作りをしている学校・団体・個人の方を対象に実施しています。

近年の異常気象による日照りが続き、雨が少なく花壇作りには大変厳しい環境でしたが、どの参加者もこまめな水遣りや草むしりなどの苦勞をしながら今年度も立派な花を育ててくださり大変感動しま

いる様子が伝わり、頼もしくも感じられました。なお、今年度は、最優秀賞を受賞された4名の作品を4〜5ページに掲載いたしましたので是非ご覧ください。

最後にご多忙中ご指導されました先生方、応募された児童、生徒の皆さんに心から御礼を申し上げます。

## 東北ブロック研修会

昨年9月に「市民憲章運動推進第6回東北ブロック研修会兼平成27年度米沢市市民憲章推進大会」が山形県米沢市にて行われ、本委員会より7名が参加いたしました。当日は米沢市内の学校・企業から市民憲章に基づいた日頃の取

した。今年度は計42件の応募があり、7月から9月にかけて現地審査を行いました。審査の結果、最優秀賞9件、優秀賞13件、優良賞20件を選定しました。審査においては、見た目の美しさだけではなく、花壇作りを通じた人と人との交流も重要な項目です。地域の皆さんが関わる花壇作りが広がりをかせております。

今後、皆さんの手で花いっぱいのもちづくりの輪を広げていきましょう。



市民憲章モデル花壇（橋本花壇愛護会）



米沢市で開催された東北ブロック研修会

り組みについてや他市の市民憲章推進団体から活動事例について発表が行われ、今後の参考になる先進的な取り組みを学ぶことができました。

# 自分たちの手で美しいまちをつくらう

## 花いっぱい運動

会津若松駅前前の歩道に、ベゴニアのプランター180個の設置を、市民憲章推進委員と駅職員・JROB会の方々に応援をいただき、6月16日に行いました。昨年開催されたふくしまステイネーションキャンペーンのテーマの一つが「花」であったため、花を美しく見てもらえるよう、例年より力を入れて、周りの雑草やごみ拾いも行いました。また、花を少しでも長く咲かせるため、ベゴニアの切戻し作業を8月18日に実施いたしました。なお、11月までの設置期間中の花への水遣り等はJROB会にご協力いた



駅前を花いっぱい

だいており、改めて感謝を申し上げます。

先日、駅を利用されている方から「駅前の花は、きれいだね」というお言葉をいただきました。とてもうれしい気持ちになりました。

会津若松市を花いっぱい、笑顔いっぱいのまちに一緒にしていきましょう。



## クリーン鶴ヶ城作戦

毎年の恒例行事である、本市のシンボル・鶴ヶ城の美化活動「クリーン鶴ヶ城作戦」を、観光シーズンである昨年4月11日に行いました。当日はあいにくの天候でしたが、1000名を超える方々にご参加いただきました。大熊町の方々も参加してください、清掃活動を通して心の交流を図ることができました。鶴ヶ城は一段ときれいになり、すがすがしい気分で観光客の皆さんを迎えることができました。

昨年はふくしまステイネーションキャンペーンや鶴ヶ

# 教養を高め文化のまちをつくりましょう

## 文化財研修会

市民憲章推進委員会では「自然と文化財とを愛しゆかしいまちをつくりましょう」、「教養を高め文化のまちをつくりましょう」の条文をもとに、毎年、文化財研修会を実施しています。今年度は「西会津町の文化財」をテーマに、鳥追観音で有名な如法寺をはじめ、大山祇神社や円満寺観音堂を訪れました。



鳥追観音如法寺（西会津町）を見学

その中でも如法寺では、住職から寺所有の文化財の由来や現状について分かりやすく説明をしていただきました。その感動するお話は、心に強く残りました。今後、会津地方の歴史や文化に触れ、「ゆかしい」まちづくりを目指していきます。

## 裁判所見学

司法に対する理解を深めることを目的に、裁判所見学を実施しています。見学会では、まず裁判を傍聴し、その後職員から家事事件について説明を受けました。

市民憲章の条文に使われている「住みよい」などのことばは、司法制度が機能し、人権が守られてこそ効力を発揮いたします。改めて市民憲章の理念を一人でも多くの方々にご理解いただき、諸々の活動を通して市民の絆を深め合うことが大切なのではないでしょうか。

会津若松市民憲章作文コンクール  
最優秀作品を紹介します

この作文コンクールは、市民憲章の精神をより身近なものとして理解を深め、子どもたちから市民意識を育てることを目的に、市内の小中学生を対象に、市民憲章の条文をテーマに毎年実施しております。

今年度は「きまりを守り明るいまちをつくりましょう」をテーマに実施し、全体で521件の応募の中から、審査の結果、次の方々が最優秀賞を受賞されました。

小学二年生の部 最優秀賞

「いっしょにわたろうね。」

会津若松市立行仁小学校一年 鈴木 彩愛

みちで、おとしよりがこまっていたらどうしますか。

わたしは、てをつないでいっしょにわたってあげたいです。これができたら、わたるひとも、くるまのひともあんしんです。

だいたいいっしょにわたろうね。

行仁小学校 一年すぎあやめ



と	と	い	に	つ	た	よ			
も	も	た	で	わ	な	わ	ら	り	み
あ		ら	す	た	い	た	ど	が	ち
ん	く			で	し	う	ご		て
し	る	わ	こ	て	い	は	し	ま	
ん	ま	た	れ	あ	う	ま	う	お	
で	の	る	が	け	し	て	す	ア	と
す	ひ	ひ	て	た	よ	か	い	し	

小学三年生の部 最優秀賞

「ペットは、かぞく」

会津若松市立鶴城小学校二年 江井 あかり

わたしは、しんめいどおりを通って学校へ行きます。

しんめいどおりに、「うんちをすてないでください。」といかんばんがあります。

わたしのおばあちゃん、ビーグル犬を15年間かっています。さんぽに行くときは、かならず、「おさんぽセット」をもって行きました。「おさんぽセット」とは、うんちをひろう、ピニールぶくろとティッシュです。それでうんちをひろつてもちかえっていました。わたしもいっしょに行くときは、うんちをひろいます。自分のペットのうんちなので、そんなにいやではないしむずかしくありません。わたしは、うんちをひろうのがあたりまえだと思っていました。だから、はりがみがあるのは、なぜかふしぎでしょうがありません。

でも、ときどきうんちを見かけます。そしてふみそうでこまります。その人は、自分かつてな人だと思えます。それに、人の気もちをりかいてできない人だと思えます。

なぜならば、ゴミのポイすと同じだし、みんなが大きなあいづをどんどんよごしているからです。

わたしには、一ついい考えがあります。それは、一人一人がちよつとずつ気をつけてればいいということです。

ゴミやうんちをもちかえれば、まちがもつともつときれいになると思えます。そうすれば、はりがみもなくなつて、いいかんきょうになると思えます。

あいづは、たくさんのかんこうきやくがきます。きれいなまちで「おもてなし」をしたいです。



一緒に持って  
でかけてね!



## 「小さなことからコツコツと」

会津若松市立行仁小学校六年 小島 彩乃

「おかしいなあ、足りないなあ。」  
と、お父さんは何回もぶつぶつ…。八月のある日、よく行くスーパーでの買い物を終え、帰る車の中での出来事でした。

家に着き、待っていたお母さんにも、「おかしいんだよ、本当は三千九百円くらいになるはずなんだけど、なんだかお金が合わないんだよなあ。おかしいなあ。」

と、お父さんは首をかしげながら言い続けているのです。

その様子を見たお母さんは、レシートを見ながら、買ってきた品物を確かめ始めました。

「マカロニ、トマト、しその葉…。」

「ああっ！」  
酢だことさしみのトレーが、ぴつたりとくっついていたので。下にくっついていたさしみはレジを通していないことがわかり、みんなで大声を上げてしまいました。

（お金を払わなくてよかったからラッキー）

（ちゃんと払わないといけないぞ）  
私には、いろいろな気持ちがいってきました。

「まあ、あっちのミスもあるしなあ。」

「ミスかもしれないけど、払ったほうがいいんじゃない？」

「どうする？」

お父さんたちも少し迷っていました。

（やっぱり払わないと万引きと同じ！）  
「すぐ行くよ、早く行くよ。」

私はお父さんを引つ張って、スーパーに戻り、事情を説明してさしみの代金を払いました。

レジの担当だった女の人は、

「あら、ごめんなさいね。わざわざすみません、ありがとうございます。」

と、笑顔で対応してくれました。戻ってよかつたな、払ってよかつたな、私はつくづく実感しました。

買ったことにしよう…。それで終わった事かもしれません。でも、正直に行動することで、とても気持ちがつきりしました。そのときレジの担当だった人が、

「この前はどうもありがとうございます。」  
と、あいさつをしてくれました。自分のした事は間違っていなかったのではないかなと思えるようになりました。

それから、ずいぶん前の事です。シートベルトをしてくださいと、おまわりさんに注意をされたことがあります。後ろの座席シートでピョンピョン跳んでいたら車を止められ、注意を受けました。

（どうせ見えてないだろう）  
いい加減な気持ちでいた事を反省しました。

さしみの代金の事もシートベルトの事も、私にとっては大きな経験です。

（このくらいだったらいいじゃないか）  
と思わずに、正直に行動したりきまりを守ったりすることが大切なんだと感じました。

## 「笑顔で暮らせるまち」

会津若松市立第五中学校三年 安部 美里

きまりを守り明るいまちをつくるには、どうすれば良いのでしょうか。私は、このことについて考えてみました。

まず、きまりとは何か考えました。きまりとは、守らなければならないことで、守るためにあるものだと思います。しかし、ごみのポイ捨てや、交通ルールなど守られていないことが多いと思います。

私は、学校に行く時に田んぼの近くを通るのですが、前に、カードゲームが捨てられていたのを見ました。その前にも、ペットボトルやレジ袋が捨てられているのを見たことがあったので、その時は、いつものことだと思って通り過ぎました。しかし、この作文を書くにあたって考えてみたところ、ごみがポイ捨てされているのを、いつものことだといって終わらせるのは、良くないと思います。

そう思ったところで、私に何かできるわけではないのですが、ごみをなぜ捨てたのか考えてみることにしました。もう使わないから、近くにごみ箱がないから、持ち帰るのが面倒だから。いろいろな理由が思い浮かびましたが、どれもごみを捨てていい理由にはならないと思いました。ごみが捨ててあったら、拾えば良いのですが、ポイ捨てをなくすには、お互いに注意し合うことが大事だと思います。

私に通っている学校にも、きまりがありますが、ほとんど守られていると思います。それは、きまりを守っている人がたくさんいて、守れていない人がいたら、

周りの人が声をかけてくれるからだと思います。だから、声をかけることは、大事だと思います。

次に、明るいまちとは何かを考えました。明るいまちときいて、私は、みんなが笑顔で暮らしているまちを想像しました。みんなが声をかけ合って、相手に思いやりの気持ちを持って接すれば、みんなが笑顔で暮らせると思います。

私の住んでいる地域は、農家をやっている家が多いのですが、お互いに、畑で作業をやっている人を見かけると声をかけ、話したり、大きい声で笑ったりしています。それを見てると、すごく楽しそうだと思います。こういうことが増えれば、話をしている人達も、それを見ている人達も、自然と笑顔になっていくのではないかと思います。

これらのことから、きまりを守り明るいまちをつくるには、声をかけ合ったり、思いやりの気持ちを持ったり、コミュニケーションが大事だと思います。明るいまちをつくるために私にできることは、小さなことかもしれませんが、人とのコミュニケーションを大事にして、毎日笑顔で暮らしたいです。



## 無理・無駄・見栄のないおつきあいを

### 生活簡素化運動

市民憲章推進委員会では、生活簡素化運動を推進しています。特に、葬祭の簡素化を呼びかけており、その一環として葬祭のお返しを辞退するシールを配布しています。ご希望の方は下記までお問い合わせください。

「無理をしない」、「無駄をしない」、「見栄を張らない」の三ないを合い言葉に、この簡素化運動を進めていきたいと思います。

生活簡素化運動の趣旨に賛同しお返しを御辞退しあげます。

# 御霊前

簡素化シール(右上)

### 飼い主のマナー

道路や公園等にペットのふんが放置されているのを目にしたことはありませんか。ペットのふんを持ち帰ることは、大切なマナーです。市民の皆さんや観光客が気持ちよく過ごせるきれいなまちをつくりましょう。なお、犬のふんの持ち帰りを呼びかけるシールを配布しておりますので、ご希望の方は下記までお問い合わせください。

## 忘れものはありませんか？

犬も大切な家族の一員です。

フンは必ず飼い主の方が

責任をもって始末しましょう。

●散歩のときは必ず処理用具を携帯しましょう●



会津若松市民憲章推進委員会

啓発シール (A4サイズ)

## みなさんも一緒に活動しませんか？

### 推進委員募集中

市民憲章推進委員会では、一緒に活動する委員を随時募集しています。

委員会では、市民憲章の普及・啓発と、市民の皆さんが心を合わせて取り組むことのできる実践活動を企画・推進しています。興味のある方は、お気軽に下記までお問い合わせください。

### 活動内容

当委員会は三つの部会に分かれて活動しています。

#### 【社会福祉部会】

●「小さな親切」運動  
皆さんのまわりの親切な人を募集し、推薦(表彰)します。

#### ●生活簡素化運動

生活の中の無理・無駄・見栄をなくす運動を推進しています。

●犬・ねこのふん害をなくす運動  
清掃活動に参加したり、啓発シールを配布したりしています。

#### 【都市美化部会】

●クリーン鶴ヶ城作戦  
毎年春に、鶴ヶ城周辺の清掃とその呼びかけをしています。

#### ●花いっぱい運動

会津若松駅前には花のプランターを設置しています。

#### ●花園コンクール

個人・団体・学校の花壇を募集し、表彰しています。

#### 【文化教養部会】

●作文コンクール  
小中学生を対象に作文を募集し、表彰しています。

#### ●各種研修会

推進委員自ら教養を高めることを目的に実施しています。

市民憲章やこの記事に関するお問い合わせ：市環境生活課(TEL 39・1221)

市環境生活課(TEL 39・1221)

### 編集後記

副委員長 酒井真知子

昨春、大気汚染物質PM2.5が日本にも飛来し、愕然としました。そのような状況にもかかわらず、昨年4月の「クリーン鶴ヶ城作戦」には1000名以上の方にご参加いただきました。

原発事故から5年近く経ちますが、未だに解決されない現実があります。そのような中、高校生達が被災地の方々と交流し、苦しみや悲しみを共有する姿を見て、涙が止まりませんでした。

さて、私達の活動については、毎年各種団体の皆様にご協力いただきながら、美化事業に取り組みました。社会福祉部会では、清掃活動や啓発活動を行いました。文化教養部会では、西会津町の文化財を晴天にも恵まれ楽しく拝観いたしました。

これからも心身ともに健康で、市民全員が協力し合いながら、市民憲章の推進・啓発活動に励んでいきたいと考えております。

#### 広報委員(五十音順)

五十嵐久政・遠藤志津子  
熊田 博晃・酒井真知子  
塚原多美子・渡部 義助

## まちづくりと市民憲章



会津若松市民憲章推進委員会

委員長

成田 源一郎

平素は、市民憲章の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

会津若松市民憲章は明治戊辰百年を迎えて先人の偉業をしのび、またこれからの会津若松市の「まちづくり」の指針として、昭和43年5月に制定されました。

この市民憲章は、「親切をつくり住みよいまちをつくりましょう」など6つの条文から構成されています。これらはすべて実践でございまして、暮らしの当たり前のことですが、この市民憲章が「自分たちのまちづくり」と意識する市民が「自分たちのまちづくりだ」と考えます。

関係者や団体、市民の皆さんに、市民憲章の普及を促す活動を行っています。市民憲章やこの記事に関するお問い合わせ：市環境生活課(TEL 39・1221)